

# 熊本県公報

第 1 1 5 0 6 号  
平成 19 年 1 月 26 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（高戸加入区）……………（団体支援総室）	1
○平成 13 年 4 月 1 日熊本県告示第 279 号の 10（口頭による開示請求をす ることが出来る個人情報）の一部改正……………（私学文書課）	2
○宇城広域連合の処理する事務および規約の変更の許可……………（市町村総室）	7
○道路の区域変更……………（道路保全課）	8
○ ”……………（ ” ）	8
○道路の供用開始……………（ ” ）	8
○ ”……………（ ” ）	9
<b>公 告</b>	
○道路の位置指定……………（建 築 課）	9
○ ”……………（ ” ）	9
○県営土地改良事業計画の決定……………（農村計画・技術管理課）	9
○ ”……………（ ” ）	10
○県有財産の売却……………（管 財 課）	10
○開発行為工事完了……………（建 築 課）	11
○県営土地改良事業の工事完了……………（農村計画・技術管理課）	11
○熊本県ホームページ広告掲載取扱業務……………（広 報 課）	11
○肥料登録有効期間更新……………（農業技術課）	13
○特定非営利活動法人の設立認証の申請……………（男女共同参画・パートナーシップ推進課）	14
○ ”……………（ ” ）	14
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請……………（ ” ）	14
○熊本県臨時職員等給与計算システム開発業務に係る一般競争入札の実 施……………（情報企画課）	14
<b>登 載 依 頼</b>	
○第 126 回熊本県都市計画審議会の開催……………（熊本県都市計画審議会事務局）	17
○熊本県国土利用計画審議会の開催……………（熊本県国土利用計画審議会）	18

## 告 示

### 熊本県告示第 73 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名称  
高戸加入区
- 2 発起人の住所及び氏名  
上天草市龍ヶ岳町高戸 3226 番地 田中誠也  
上天草市龍ヶ岳町高戸 3030 番地 和田和彦  
上天草市龍ヶ岳町高戸 2927 番地 1 浜崎直明
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合  
天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
平成 19 年 1 月 26 日から平成 19 年 2 月 9 日まで
- 5 縦覧場所  
天草漁業協同組合

**熊本県告示第 74 号**

平成 13 年 4 月 1 日熊本県告示第 279 号の 10（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のとおり改正する。

平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表中

熊本県准看護師試験	総合得点	合格発表の日から 1 月	地域医療 推進課
歯科技工士試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から 1 月	地域医療 推進課

を

熊本県准看護師試験	総合得点	合格発表の日から 1 月	医療政策 総室
歯科技工士試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から 1 月	医療政策 総室

に、

熊本県非常勤職員採用試験 (健康づくり相談員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	職員課
----------------------------	-------------------	--------------	-----

を

熊本県非常勤職員採用試験 (健康づくり相談員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	職員課
熊本県非常勤職員採用試験 (健康サポート事務補助員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	職員課

に、

熊本県非常勤職員採用試験 (税務嘱託員 (自税))	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	税務課
熊本県非常勤職員採用試験 (税務嘱託員 (県税))	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	税務課
熊本県非常勤職員採用試験 (防災消防航空センター非常勤職員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の合計得点及び合計順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	危機管理・防災 消防総室
熊本県非常勤職員採用試験 (消防学校非常勤職員)	受験者に対して得点及び順位	合格発表の日から 1 月	危機管理・防災 消防総室

を

熊本県非常勤職員採用試験 (税務嘱託員 (申告受付))	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	税務課
熊本県非常勤職員採用試験 (税務嘱託員 (相続人調査))	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	税務課

熊本県非常勤職員採用試験 (税務嘱託員 (県税))	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	税務課
熊本県非常勤職員採用試験 (政党助成等事務嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	市町村総室
熊本県非常勤職員採用試験 (防災消防航空センター非常勤職員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	危機管理・防災消防総室
熊本県非常勤職員採用試験 (消防学校非常勤職員)	受験者に対して得点及び順位	合格発表の日から1月	危機管理・防災消防総室
熊本県非常勤職員採用試験 (防災行政無線関係非常勤職員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	危機管理・防災消防総室

に、

熊本県非常勤職員採用試験 (くまもと県民交流館情報ライブラリー嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	男女共同参画・パートナーシップ推進課
--	---	------------	--------------------

を

熊本県非常勤職員採用試験 (くまもと県民交流館情報ライブラリー嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	男女共同参画・パートナーシップ推進課
熊本県非常勤職員採用試験 (くまもと県民交流館女性総合相談員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	男女共同参画・パートナーシップ推進課
熊本県非常勤職員採用試験 (くまもと県民交流館労働相談員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	男女共同参画・パートナーシップ推進課

に、

熊本県非常勤職員採用試験 (福祉総合相談所身体障害者手帳電算処理)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	健康福祉政策課
--------------------------------------	---	------------	---------

を

熊本県非常勤職員採用試験 (福祉総合相談所身体障害)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試	合格発表の日から1月	健康福祉政策課
-------------------------------	------------------------------	------------	---------

者手帳電算処理)	験受験者に対しては総合得点及び総合順位			に、
熊本県非常勤職員採用試験 (福祉総合相談所児童保護費負担金徴収専門員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	健康福祉政策課	
熊本県非常勤職員採用試験 (清水が丘学園夜間指導員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	少子化対策課	を
熊本県非常勤職員採用試験 (清水が丘学園夜間指導員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	少子化対策課	に、
熊本県非常勤職員採用試験 (清水が丘学園給食調理員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	少子化対策課	
熊本県非常勤職員採用試験 (こころの医療センター非常勤職員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	障害者支援総室	を
熊本県非常勤職員採用試験 (こころの医療センター非常勤職員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	障害者支援総室	に、
熊本県非常勤職員採用試験 (こども総合療育センター非常勤職員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	障害者支援総室	を
熊本県非常勤職員採用試験 (特定疾患嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	健康づくり推進課	
熊本県非常勤職員採用試験 (こども総合療育センター非常勤職員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	障害者支援総室	に、
熊本県非常勤職員採用試験 (医療安全相談嘱託員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	医療政策総室	
熊本県非常勤職員採用試験 (特定疾患嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	健康づくり推進課	
熊本県非常勤職員採用試験 (疾病対策嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	健康づくり推進課	
熊本県非常勤職員採用試験 (廃棄物コーディネーター)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	廃棄物対策課	
熊本県非常勤職員採用試験	1次試験不合格者に対しては1	合格発表の日から1月	水俣病対	

(水俣病総合対策健康管理事業電算システム運用関連業務)	次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位		策課	を
熊本県非常勤職員採用試験 (水俣病総合対策医療事業給付関連業務)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	水俣病対策課	
熊本県非常勤職員採用試験 (水俣病認定患者保健福祉事業家庭療養指導業務)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	水俣病対策課	

熊本県非常勤職員採用試験 (廃棄物コーディネーター)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	廃棄物対策課	に、
熊本県非常勤職員採用試験 (水俣病総合対策医療事業給付関連業務)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	水俣病対策課	
熊本県非常勤職員採用試験 (水俣病関連資料整備業務)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	水俣病対策課	

熊本県非常勤職員採用試験 (計量検定検査嘱託員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	計量検定所	を
-----------------------------	-------------------	------------	-------	---

熊本県非常勤職員採用試験 (計量検定検査嘱託員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	計量検定所	に、
熊本県非常勤職員採用試験 (貸金業相談指導業務嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	経営金融課	
熊本県非常勤職員採用試験 (中小企業振興資金債権管理業務嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	経営金融課	

熊本県非常勤職員採用試験 (パートタイム職業相談員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の合計得点及び合計順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	労働雇用総室	を
熊本県非常勤職員採用試験 (労働相談員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の合計得点及び合計順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	労働雇用総室	

熊本県非常勤職員採用試験 (パートタイム職業相談員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の合計得点及び合計順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	労働雇用総室	に、
-------------------------------	---	------------	--------	----

熊本県非常勤職員採用試験 (熊本高等技術訓練校離転 職者等再就職訓練補助職 員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試 験受験者に対しては総合得点及 び総合順位	合格発表の日から 1 月	労働雇用 総室
---	--	--------------	------------

を

熊本県非常勤職員採用試験 (熊本高等技術訓練校離転 職者等再就職訓練補助職 員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試 験受験者に対しては総合得点及 び総合順位	合格発表の日から 1 月	労働雇用 総室
熊本県非常勤職員採用試験 (熊本高等技術訓練校巡回 就職支援指導員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の合計得点及び合計順位、 2 次試験受験者に対しては総合 得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	労働雇用 総室

に、

熊本県非常勤職員採用試験 (農業大学校学生寮舎監)	受験者に対して総合得点及び総 合順位	合格発表の日から 1 月	農業経営 課
------------------------------	-----------------------	--------------	-----------

を

熊本県非常勤職員採用試験 (農業大学校学生寮舎監)	受験者に対して総合得点及び総 合順位	合格発表の日から 1 月	農業経営 課
熊本県非常勤職員採用試験 (農業大学校研修部関係業 務補助員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試 験受験者に対しては総合得点及 び総合順位	合格発表の日から 1 月	農業経営 課

に、

熊本県非常勤職員採用試験 (森林国営保険関係事務嘱 託員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試 験受験者に対しては総合得点及 び総合順位	合格発表の日から 1 月	森林整備 課
熊本県非常勤職員採用試験 (入会林野登記業務)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の合計得点及び合計順位、 2 次試験受験者に対しては総合 得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	林業振興 課
熊本県非常勤職員採用試験 (保安林登記業務)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の合計得点及び合計順位、 2 次試験受験者に対しては総合 得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	森林保全 課

を

熊本県非常勤職員採用試験 (森林国営保険関係事務嘱 託員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試 験受験者に対しては総合得点及 び総合順位	合格発表の日から 1 月	森林整備 課
熊本県非常勤職員採用試験 (森林計画情報処理嘱託員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試 験受験者に対しては総合得点及 び総合順位	合格発表の日から 1 月	森林整備 課
熊本県非常勤職員採用試験 (入会林野整備事業登記嘱 託員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試 験受験者に対しては総合得点及	合格発表の日から 1 月	林業振興 課

に、

	び総合順位		
熊本県非常勤職員採用試験 (保安林登記業務)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の合計得点及び合計順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	森林保全課
熊本県非常勤職員採用試験 (保安林指定施業要件変更業務)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の合計得点及び合計順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	森林保全課

熊本県非常勤職員採用試験 (熊本県登記嘱託員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	新幹線都市整備総室
熊本県非常勤職員採用試験 (財務オンライン出納事務)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	会計課

熊本県非常勤職員採用試験 (熊本県登記嘱託員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	新幹線都市整備総室
熊本県非常勤職員採用試験 (土砂災害警戒区域等指定業務補助嘱託員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	砂防課
熊本県非常勤職員採用試験 (財務オンライン出納事務)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	会計課
熊本県企業局非常勤職員採用試験 (公用車運転嘱託員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	企業局総務課
熊本県企業局非常勤職員採用試験 (都呂々ダム管理事務所保安管理業務等嘱託員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	企業局総務課
熊本県企業局非常勤職員採用試験 (都呂々ダム管理事務所事務補助嘱託員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	企業局総務課

改める。

**熊本県告示第 75 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、平成 18 年 12 月 28 日付けで宇城広域連合長から申請のあった宇城広域連合の処理する事務及び規約の変更を平成 18 年 12 月 28 日付けで許可した。

平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第 76 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本高森 線	熊本市細工町五丁目	前	11.0	85.0	単計改
		18 番 1 地先から	後	42.5		
		同 所	前	13.3	85.0	
28 番 1 地先まで	後	42.5				

2 区域を変更する期日 平成 19 年 1 月 26 日

**熊本県告示第 77 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	辛川鹿本 線	合志市上庄字寺崎	前	4.8	16.0	災害復旧 事業
		2123 番 1 地先から	後	5.5		
		同 所	前	5.3	16.0	
2121 番 1 地先まで	後	6.5				
一般 国道	443 号	菊池郡菊陽町大字馬場楠字六地藏	前	20.5	18.0	災害復旧 事業
		151 番 1 地先から	後	23.0		
		同 所	前	24.7	18.0	
151 番 1 地先まで	後	37.5				

2 区域を変更する期日 平成 19 年 1 月 26 日

**熊本県告示第 78 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考



一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町大字上揚	882 番地先から 338 番地先まで	248.0	仮設道路
		同 所			

2 供用を開始する期日 平成 19 年 1 月 26 日

**熊本県告示第 79 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	高森波野線	阿蘇郡高森町大字河原字谷畑 1359 番 1 地先から 同町大字河原字耳津迫 1130 番 地先まで	286.48	単道改

2 供用を開始する期日 平成 19 年 2 月 1 日

**公 告**

**熊本県公告第 85 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 宇城市松橋町久具 2338 番地の 3
- 2 築造者の氏名 株式会社コーリン開発
- 3 道路の位置 宇城市不知火町高良字下り松 2182 番 8 及び同 2182 番 11 並びに同町亀松字松崎 10 番 1 及び同 10 番 3
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 47.40 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 12 月 25 日
- 7 指定番号 宇城景建第 43 号

**熊本県公告第 86 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 下益城郡富合町南田尻 57 番 3
- 2 築造者の氏名 辻智澄
- 3 道路の位置 下益城郡富合町南田尻 500 番 2 及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.20 メートルから 5.00 メートルまで
- 5 道路の延長 20.3 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 1 月 4 日
- 7 指定番号 宇城景建第 45 号

**熊本県公告第 87 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営松橋地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営松橋地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成 19 年 1 月 29 日から平成 19 年 2 月 26 日まで
- 3 縦覧場所  
宇城市役所

**熊本県公告第 88 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営不知火地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営不知火地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成 19 年 1 月 29 日から平成 19 年 2 月 26 日まで
- 3 縦覧場所  
宇城市役所

**熊本県公告第 89 号**

県有財産を次のとおり売却する。

平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示  
天草市牛深町字須口 1048 番 2  
宅地 379.33 平方メートル  
最低売却価格 9,490,000 円
- 2 入札期日  
平成 19 年 2 月 20 日（火） 午後 1 時
- 3 入札場所  
天草市久玉町 1216 番地の 5 熊本県立牛深高等学校 管理棟 2 階会議室
- 4 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。  
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格  
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ないもの  
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書等  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書及び印鑑証明書を提出しなければならない。  
提出方法 持参又は郵送による  
提出期限 平成 19 年 2 月 16 日（金） 午後 5 時  
(郵送の場合は提出期限までに必着)  
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に代理人が参加する場合は、8 の入札参加申込書及び印鑑証明書のほか、入札当日に委任状を提出しなければならない。
- 10 その他  
(1) 契約締結期限 平成 19 年 3 月 2 日（金）  
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。  
(3) 契約締結場所 熊本県が指定する場所  
(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県

財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。

- (5) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

### 熊本県公告第 90 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字井寺字町頭 807 番 4  
496.80 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上益城郡嘉島町大字上六嘉 1385 番地  
吉村 芳弘  
上益城郡嘉島町大字上六嘉 1385 番地  
吉村 真由美

### 熊本県公告第 91 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	上井手 (菊陽町、 大津町)	平成 11 年 11 月 15 日	平成 16 年 3 月 22 日	熊本県

### 熊本県公告第 92 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
熊本県ホームページ広告掲載取扱業務
  - (2) 委託業務の内容  
熊本県ホームページへの有料バナー広告掲載に係る広告の募集等
  - (3) 委託業務の詳細  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (4) 委託期間  
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
  - (5) 入札方法
    - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
    - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
    - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
 

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

  - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目の広報・広告業務（企画・制作）に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
  - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

- 又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の (4) の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 平成 19 年 1 月 1 日現在において、同種の営業を 2 年以上営んでおり、実績があること。
- (6) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
4 の (1) に記載のとおり  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成 19 年 1 月 26 日（金）から平成 19 年 2 月 6 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所  
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県総合政策局広報課（県庁行政棟本館 4 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2027
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 19 年 1 月 26 日（金）から平成 19 年 2 月 6 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
5 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 1 月 31 日（水）午前 10 時から  
イ 場所  
熊本県庁行政棟新館多目的 AV 会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 2 月 13 日（火）午後 2 時から  
イ 場所  
熊本県庁行政棟本館 301 会議室
- (5) 入札書の提出方法  
6 の (4) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 2 月 9 日（金）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (4) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証

- 金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
  - イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
  - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
  - エ 記名押印を欠く入札
  - オ 金額を訂正した入札
  - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - キ 明らかに連合によると認められる入札
  - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
  - ケ 2 以上の意思表示をした入札
  - コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格を上回る最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
  - イ 要
  - イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
  - ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (6) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
  - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県公告第 93 号**

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第 1387 号	混合有機質肥料	GK-28	窒素全量： 2.0 りん酸全量： 4.0 加里全量： 1.5	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり。	エーザイ生科研株式会社 東京都文京区本郷四丁目 8 番 13 号	平成 19 年 2 月 26 日

**熊本県公告第 94 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 19 年 1 月 6 日
- 2 名称  
NPO 法人白川流域リバーネットワーク
- 3 代表者の氏名  
清家 紀昭
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市八王寺町 34 番地 1 号
- 5 定款に記載された目的  
本法人は、流域・各地域が抱える問題や活動についての交流・情報交換を行い、流域の住民、まちづくり団体や国、自治体などと連携しながら、河川清掃や学習活動・自然体験活動等を通じて、流域・地域・世代間の交流を活性化させ、河川環境の向上・保全に寄与することを目的とする。

**熊本県公告第 95 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 19 年 1 月 11 日
- 2 名称  
NPO 法人 HITO プロジェクト
- 3 代表者の氏名  
吉山 壽一
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市白山一丁目 3 番 2 号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、小学生、中学生、青少年、高齢者を中心とした県民に、各種教育プログラム、体験学習、自己実現プログラムを通して、「知、徳、体」のバランスの取れた人材育成、将来情報社会で活躍できる人材の拡大を目的とする。

**熊本県公告第 96 号**

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 19 年 1 月 10 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人やじろべえ
- 3 代表者の氏名  
柴田 定征
- 4 主たる事務所の所在地  
天草市有明町赤崎 2596 番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、心身に障害を持つ方々に対して、社会福祉の増進に関する事業を行い、心身に障害を持つ方々及びその家族の方々の生活の質の向上に寄与することを目的とする。

**熊本県公告第 97 号**

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成 19 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
熊本県臨時職員等給与計算システム開発業務
  - (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり

- (3) 委託期間  
契約締結の日から平成 19 年 3 月 30 日まで
- (4) 入札方法
  - ア 入札金額は、熊本県臨時職員等給与計算システム開発業務に要する費用とする。
  - イ 入札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
  - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうち、有資格者として営業種目情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
  - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 6 の（3）の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
  - (5) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
  - (6) 熊本県臨時職員等給与計算システム機能仕様検討作業（作業期間：平成 18 年 10 月 16 日～平成 18 年 12 月 15 日）の受託者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 1 月 26 日（金）から平成 19 年 2 月 1 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
  - (1) 提出期間  
平成 19 年 1 月 26 日（金）から平成 19 年 2 月 1 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
  - (2) 提出場所  
5 に記載のとおり
  - (3) 提出方法  
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県地域振興部情報企画課電子県庁推進班（県庁行政棟新館 9 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2145
- 6 入札手続等
  - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
    - ア 交付期間  
平成 19 年 1 月 26 日（金）から平成 19 年 2 月 5 日（月）までの日（県の休日を除く。）

- く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- イ 交付場所  
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時  
平成 19 年 2 月 8 日 (木) 午後 1 時 30 分から
- イ 場所  
熊本県地域振興部情報企画課内 (県庁行政棟新館 9 階)
- (4) 入札書の提出方法  
6 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 2 月 7 日 (水) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- ただし、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、こ



れらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

### 登載依頼

#### 熊本県都市計画審議会公告第2号

第126回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成19年1月26日

熊本県都市計画審議会  
会長 両角光男

- 1 開催日時  
平成19年2月2日（金曜日）  
午後1時30分から
- 2 開催場所  
熊本テルサ3階たい樹
- 3 議題  
審議
  - (1) 熊本都市計画道路の変更の件【熊本都市計画区域】  
(新市街水前寺線)
  - (2) 熊本都市計画道路の変更の件【熊本都市計画区域】  
(熊本駅新外線)(二本木小蹟線)(水前寺駅西水前寺線)  
(新市街御船インター線)(清水竜田線)
  - (3) 熊本都市計画道路の変更の件【熊本都市計画区域】  
(清水町万石麻生田線)(小蹟清水楡木線)(新外秋津線)  
(出水町国府東水前寺線)(平田田迎線)
  - (4) 荒尾都市計画道路の変更の件【荒尾都市計画区域】  
(荒尾海岸線)(市屋深瀬線)(原万田本村線)
  - (5) 荒尾都市計画道路の変更の件【荒尾都市計画区域】  
(荒尾停車場線)(南荒尾向一部線)(牛水万田線)  
(沖須金山線)(万田本井手線)(万田三川線)  
(田添馬渡線)(中央大谷線)(赤田腹赤線)  
(増永睦合線)(大谷長州港線)(荒尾平山線)  
(大島荒尾線)(宮内出目大平線)(中央野原線)  
(大島西原線)
  - (6) 水俣都市計画道路の変更の件【水俣都市計画区域】  
(ひばりヶ丘袋線)
  - (7) 水俣都市計画道路ひばりヶ丘袋線の環境影響評価書の件
  - (8) 熊本都市計画道路の変更の件【熊本都市計画区域】  
(春日池上線)
- 4 傍聴者の定員  
20人
- 5 傍聴手続
  - (1) 審議会の傍聴を希望される方は、受付時間内に受付において整理券を配布します。
  - (2) 受付時間は、審議会開会の1時間前から10分前までとします。
  - (3) (1)において配布した整理券を持って、午後1時20分に受付に集合してください。
  - (4) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
  - (5) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い、会場に入室することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項  
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
  - ① 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を意思表示することはできません。
  - ② はり紙、旗、プラカードの提出、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
  - ③ 会場内での飲食はできません。
  - ④ 会場において、写真撮影、録画、録音等はできません。
  - ⑤ 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
  - ⑥ その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

※ 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。

※ 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 7 非公開の審議案件  
8件の審議のうち、(1)については、非公開となりますので、傍聴できません。

また、(8)については、現在、都市計画の案を縦覧している期間でありますので、公開非公開は未定です。

## 8 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県都市計画審議会事務局(熊本県土木部都市計画課計画調整係)  
(電話 096-333-2520(直通))

**熊本県国土利用計画審議会公告第1号**

熊本県国土利用計画審議会の会議を、次のとおり開催する。

平成19年1月26日

熊本県国土利用計画審議会 会長 鈴木 康 夫

## 1 開催日時

平成19年2月6日(火)  
午後2時から午後4時まで

## 2 開催場所

熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館2階 多目的AV会議室

## 3 議題

- (1) 熊本県土地利用基本計画の変更について
- (2) その他

## 4 傍聴者の定員

10人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻5分前までに、当該会議の会場において、事務局の指示に従って会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了する。

## 6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県国土利用計画審議会事務局  
(熊本県地域振興部地域政策課 土地利用対策班内)  
(電話 096-333-2170)